

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(令和2年11月6日公表 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令
(案)」等に対するもの)

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	既存の金融商品取引業者の中にも英語での届出を利用したいと考える業者は多いと思われるところ、日本語の書面で登録申請を行った金融商品取引業者であっても、登録後に英語での届出を選択できるようにすることを希望する。	今般の改正は、高度な専門性をもった海外の資産運用会社等の日本市場への参入を促進する観点から、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするものです。 登録申請書及び変更登録申請書等を日本語で作成又は記載（以下「作成等」）した場合には、登録後も日本語で対応していただく必要があります。
2	日本語の書面で登録申請を行った金融商品取引業者について、登録後に英語での監督及び検査を希望することは可能か。	なお、御希望の点については、既存の金融商品取引業者のニーズ等も踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。
3	改正後の法令に基づき英語の書面で登録申請を行った金融商品取引業者は、登録後に英語でも日本語でも届出を行うことができるとの理解で良いか。登録時の言語で引き続き届出を行わなければならないという要件はあるか。	今般の改正は、一定の要件を満たす金融商品取引業者が作成等する届出書等について英語での作成等を可能とするものであり、日本語での作成等を妨げるものではありません。 なお、登録申請書及び変更登録申請書等を日本語で作成等した場合には、登録後の届出書等についても日本語で作成等を行っていただく必要があります。
4	業務方法書は英語での提出が認められることになると解されるが、業務方法書と一体をなす別紙の社内規程も、英語による提出が可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。 届出書等に添付される書類についても、英語での記載が可能です。
5	今般の内閣府令等の改正により英語にて提出が可能となることが明示される登録申請書類に加え、事前相談にて必要となる概要書等の事前相談資料も英語による提出が可能となるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。

6	<p>登録申請に関する事前相談やその他の規制当局とのコミュニケーションも全て英語で行うことが可能になるという理解で良いか。また、登録申請書類に関する規制当局からの質問やコメントも英語で作成されるという理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」）第350条第1項及び第2項の規定の適用を受ける者については、登録の事前相談や登録手続に関するやり取りを英語で行うことが可能です。</p>
7	<p>英語での提出が可能となる書類に関して、事前相談及び登録申請審査の過程で金融庁・財務局又は拠点開設サポートオフィスより申請者が受領するコメントや、その他のやり取りも、全て英語にて受領・提出が可能との理解でよいか。</p>	
8	<p>金融商品取引業の登録後の規制当局とのコミュニケーションは全て英語で行うことが可能になるとの理解で良いか。また、金融商品取引業者は、業登録に関する全ての記録を英語のみで保管・維持できるとの理解でよいか。</p>	<p>前段については、金商業等府令第350条第1項及び第2項の適用を受け、登録申請書及び変更登録申請書等を英語で作成等した者については、登録後の監督及び検査時のやり取りを英語で行うことが可能です。</p> <p>後段については、登録申請に関するやり取りは全て英語で行うことが可能です。</p>
9	<p>当局から金融商品取引業者に対して書面による照会や質問票の送付が行われる場合、当該照会書面を日本語及び英語の双方で作成することが予定されているか。また、そのような照会に対して英語で回答することは可能か。</p>	<p>監督上の一般的な照会や、例えば検査における質問票については、英語で対応することを想定しています。</p>
10	<p>登録申請に関する事前相談その他の規制当局とのコミュニケーションについて、ウェブ会議等ツールを活用することは想定されているか。また、業登録後の監督や検査に関するコミュニケーションについて、そのようなツールを活用することは想定されているか。</p>	<p>登録申請に関する事前相談、登録手続並びに登録後の監督及び検査において、いわゆるウェブ会議等ツールを活用することも想定しています。</p> <p>なお、セキュリティ等の関係から、全てのウェブ会議等ツールが対応可能ではないことにご留意ください。</p>
11	<p>時差の大きい外国にいる申請者の関係者が相談したいと要望した場合、どの程度時差に対応していただけるか。また、日本語での登録手続と比較したときに、英語での登録手続の方が、時間がかかるということはないか。</p>	<p>前段については、時差の大きさや申請者の要望等も踏まえつつ、可能な範囲で適切に対応してまいります。</p> <p>後段については、今般の改正に伴い、登録審査の取扱いや基準が変更されるものではありません。登録審査に要する時間は、個別事例ごとに異なりますが、英語での登録手続が、日本語での登録手続に比べ必ずしも時間を要するものではないと考えております。</p>